

## 小千谷市自主防災組織連絡協議会防災事業奨励金交付要綱

制定	平成19年6月4日
改正	平成21年5月25日
改正	平成22年5月20日
改正	平成23年5月18日
改正	令和6年5月17日

### (趣旨)

第1条 小千谷市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）は、協議会を構成する市内の自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成を図るため、自主防災組織が行う防災活動等の事業に要する経費に対し、協議会の予算の範囲内において小千谷市自主防災組織連絡協議会防災事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象事業)

第2条 奨励金の交付対象となる事業は、自主防災組織が行う次の表に定める事業とする。

事業名	事業内容
防災活動事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災訓練を実施するもの</li><li>・ 防災知識の普及啓発を図るもの</li><li>・ 地区防災計画等を作成するもの</li><li>・ その他自主防災組織連絡協議会長が必要と認めたもの</li></ul>
防災リーダー養成事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災知識等を修得するための研修会に参加するもの</li><li>・ 防災士資格を取得するもの</li></ul>

### (交付額)

第3条 奨励金の交付額は、次の表に定める額とする。

事業区分	交付額	交付限度回数
防災活動事業	世帯数又は構成員の合計数による	1組織につき
	250未満	8,000円
	250以上500未満	9,000円
	500以上	10,000円
	市が主催する防災訓練・消防演習等に参加	なし
	6,000円	

事業区分	交付額	交付限度回数
防災リーダー養成事業	5,000円	1組織につき 1回
	防災士資格取得研修に対しては、旅費とともに予算の範囲内で交付する	1組織につき 1回

2 前項の「世帯数又は構成員の合計数」は、令和6年4月1日現在の数とする。

(事業の通知)

第4条 奨励金の交付を受けようとする自主防災組織の長（以下「自主防災会長」という。）は、事業実施通知書（様式第1号。以下「通知書」という。）を当該事業の実施前に、協議会の会長（以下「協議会長」という。）に提出しなければならない。

2 自主防災会長は、前項の通知書を提出した後に、次に掲げる事由が生じた場合は、速やかに協議会長に報告しなければならない。

(1) 事業の内容の全部又は一部を変更するとき。

(2) 事業を中止するとき。

(交付決定)

第5条 協議会長は、前条の通知書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金の交付を決定し、当該自主防災会長に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 奨励金の交付決定を受けた自主防災会長は、事業完了の日から起算して30日以内に事業実績報告書（様式第2号）を協議会長に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定)

第7条 協議会長は、前条の報告書を受理したときは、交付すべき奨励金の額を確定し、当該自主防災会長に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行し、改正後の小千谷市自主防災組織連絡協議会防災事業奨励金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行し、改正後の小千谷市自主防災組織連絡協議会防災事業奨励金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行し、改正後の小千谷市自主防災組織連絡協議会防災事業奨励金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。